舟形町の給与・定員管理等について（平成27年度）

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（27年1月1日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	（参考）25年度の人件費率
26年度	人	千円	千円	千円	%	%
	5,864	4,415,852	230,582	671,459	15.2	16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
26年度	人	千円	千円	千円	千円
	65	270,446	42,037	103,040	415,523

（参考）一人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
6,393	5,606

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、２６年４月１日現在の人数である。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

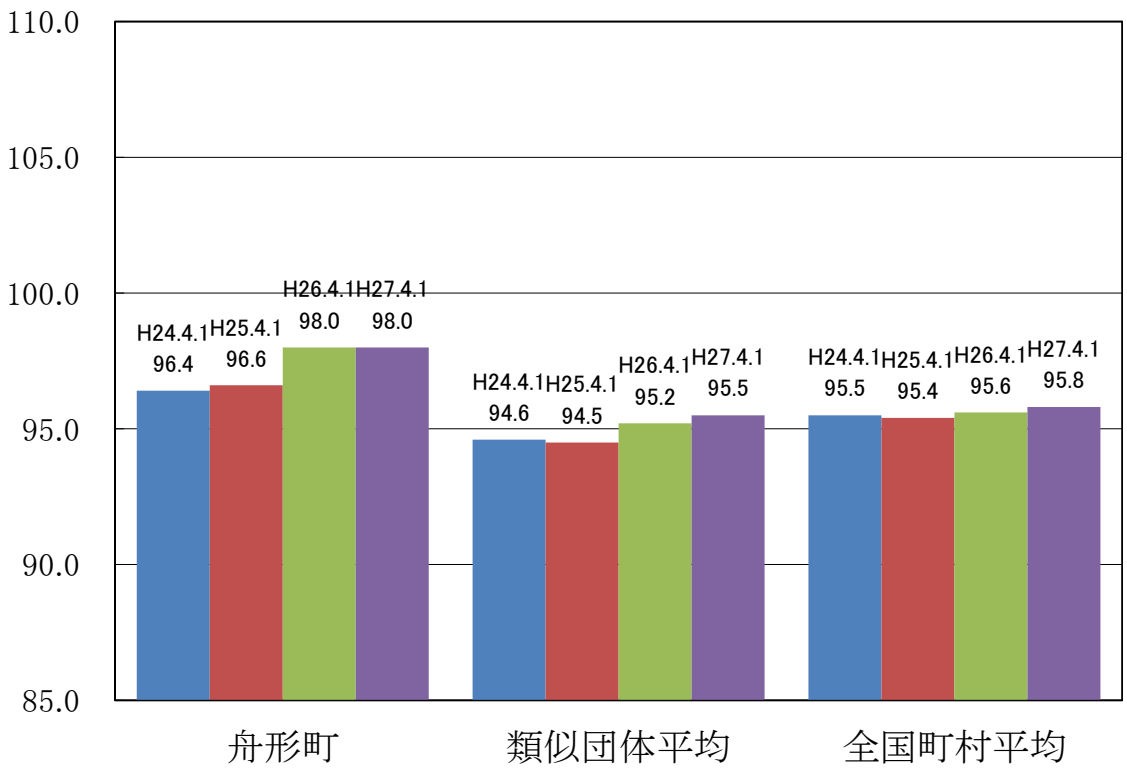

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸級表（一）適用職員の俸級月額を100として計算した指数
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3　平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（２年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※　２７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動により３年前に比べ１ポイント以上上昇しているが、今後とも給与の適正化に努める。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
27年度	円	円	円 (　　%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
27年度	月	月	月 (　　%)	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ 実施　　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均０．２%引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施） ※ 町内に支給対象地域なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

(6) 特記事項

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
舟形町	45.2 歳	341,000 円	445,700 円	363,200 円
山形県	44.3 歳	347,600 円	433,900 円	374,200 円
国	43.5 歳	334,283 円	－	408,996 円
類似団体	42.0 歳	309,632 円	372,514 円	334,182 円

②技能労務職

区　　分	公　務　員					民　　間			参　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ﾍﾞｰｽ）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
舟形町	57.2 歳	2 人	353,800 円	359,900 円	359,900 円	－	－	－	－
うち学校給食員	＊	1 人	＊	＊	＊	調理師	41.1 歳	214,300 円	＊
うち用務員	＊	1 人	＊	＊	＊	用務員	54.6 歳	200,300 円	＊
山形県	47.2 歳	524 人	335,500 円	373,900 円	355,200 円	－	－	－	－
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	－	328,318 円	－	－	－	－
類似団体	48.8 歳	6 人	268,232 円	294,399 円	279,753 円	－	－	－	－

区　　分	参　考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民　間（D）	C／D
舟形町	－	－	－
うち学校給食員	＊	2,855,700 円	＊
うち用務員	＊	2,774,400 円	＊

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成24年～26年の３ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１　「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
　また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
３　個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、各項目の欄をアスタリスク(*)としている。（数値のない欄については、ハイフン(-)としている。）

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区　　分		舟形町	山形県	国
一般行政職	大　学　卒	167,600 円	178,400 円	174,200 円
	高　校　卒	145,500 円	145,500 円	142,100 円
技能労務職	高　校　卒	139,500 円	140,900 円	－
	中　学　卒	127,700 円	127,700 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

区　　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大　学　卒	－	313,400 円	369,600 円	387,300 円
	高　校　卒	－	－	332,100 円	371,500 円
技能労務職	高　校　卒	－	－	－	－
	中　学　卒	－	－	－	－

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（27年4月1日現在）

区　　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1　　級	主事	10 人	17.2%	140,900 円	250,900 円
2　　級	主任	1 人	1.7%	192,200 円	309,200 円
3　　級	主査	8 人	13.8%	229,300 円	356,200 円
4　　級	副主幹	16 人	27.6%	264,600 円	387,900 円
5　　級	主幹	15 人	25.9%	291,900 円	400,200 円
6　　級	課長	8 人	13.8%	323,500 円	417,800 円

（注）1　舟形町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

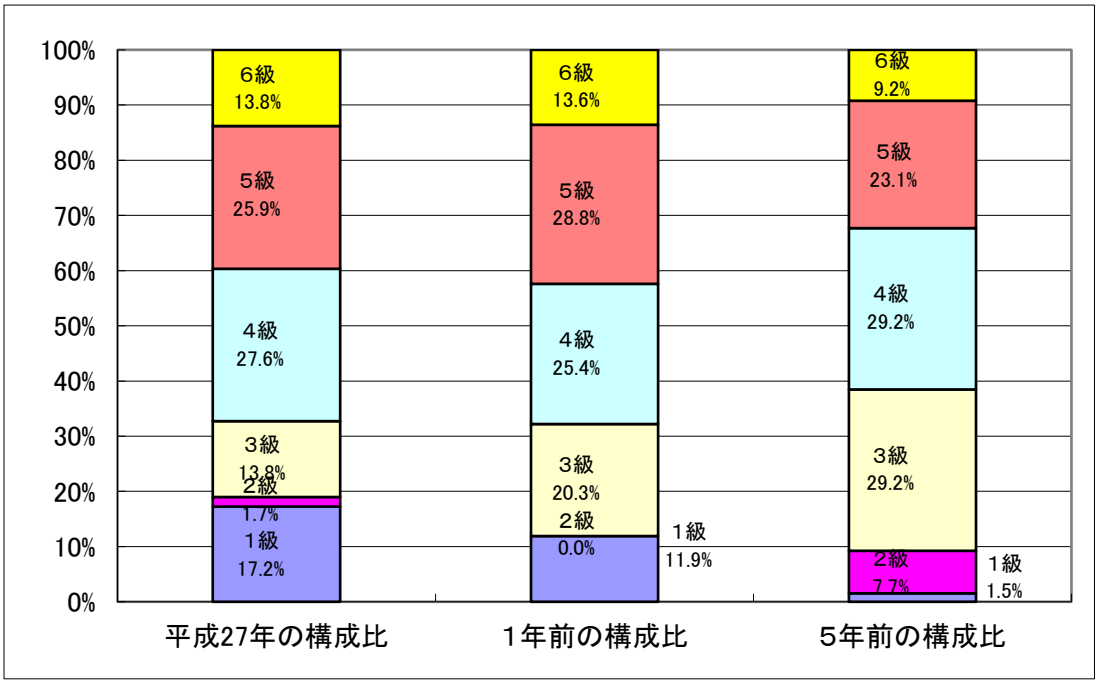

（注）平成１８年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日現在において、所属長が各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定。

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

舟　　形　　町	山　　形　　県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,599　　千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,608　　千円	—
（支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.60　月分　1.50　月分 （1.45）　月分　（0.70）　月分	（支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.55　月分　1.40　月分 （1.40）　月分　（0.70）　月分	（支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.60　月分　1.50　月分 （1.45）　月分　（0.70）　月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

6月1日及び12月1日を基準日とし、それぞれ基準日に在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における勤務実績により手当を支給。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

舟形町					国				
（支給率）	自己都合		勧奨・定年		（支給率）	自己都合		勧奨・定年	
勤続２０年	20.445	月分	25.55625	月分	勤続２０年	20.445	月分	25.55625	月分
勤続２５年	29.145	月分	34.5825	月分	勤続２５年	29.145	月分	34.5825	月分
勤続３５年	41.325	月分	49.59	月分	勤続３５年	41.325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分	最高限度額	49.59	月分	49.59	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
（定年前早期退職特例措置2%～20%加算）					（定年前早期退職特例措置2%～45%加算）				
１人当たり平均支給額　11,657　千円									

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　個人情報保護の観点から、対象となる職員が１人又は２人の場合は個人情報が特定されるため、各項目の欄をアスタリスク(*)としている。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）			ー　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）			ー　千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
なし	10　%	0　人	15　%

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		ー　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（26年度決算）		ー　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		ー　%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症患者の看護もしくは疑いのある物件の処理作業	日額300円
精神障碍者護送作業手当	〃	精神鑑定医の診察立会精神障碍者の護送	日額300円
死体、火葬作業手当	〃	死体火葬作業	１回500円
塩素等取扱手当	〃	水道、プールの塩素交換補給装置の調整作業	日額300円
特殊現場等作業手当	〃	有毒ガスが発生する場所での点検、薬品交換等作業	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	16,844　千円
職員１人当たり平均支給年額（26年度決算）	225　千円
支給実績（25年度決算）	14,420　千円
職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）	187　千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当　・配偶者13,000円・扶養親族たる子、父母等6,500円（配偶者がいない場合1人目11,000円）・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算（月額）	同		9,609千円	218,400円
住居手当	借家　限度額　27,000円	同		210千円	210,000円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に通勤費の一部を補てんするために支給される手当・交通機関利用者：運賃等相当額（1ヶ月あたり最高55,000円）・交通用具使用者：通勤距離区分に応じた定額（月額・最高55,000円）	異	交通用具利用13区分2,000円～24,500円	3,897千円	69,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当（総務課長51,900円・その他の管理職員41,600円）	異	【国の制度】給料表別、職務の級別、区分別に定められた額を支給	4,118千円	514,800円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職（医師等）又は採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対し、支給される手当（月額・最高413,300円）	同		0千円	0円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当・基礎額（30,000円）＋距離区分に応じた加算額（最高70,000円）（月額）	同		0千円	0円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当・支給区分に応じた定額（1回当たり最高・医師等20,000円）	同		0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当・管理職手当の支給割合に応じた定額（1回当たり最高・12,000円）	同		0千円	0円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために設けられた手当・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額（月額・最高17,800円）	同		5,347千円	71,300円

5　特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区　分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	町　長	656,000　円 （ 820,000　円）	826,500　円　／　410,000　円
	副町長	558,000　円 （ 620,000　円）	630,000　円　／　508,000　円
報酬	議　長	310,000　円 （ 310,000　円）	355,000　円　／　200,000　円
	副議長	250,000　円 （ 250,000　円）	316,000　円　／　164,000　円
	議　員	230,000　円 （ 230,000　円）	301,000　円　／　145,100　円
期末手当	町長 副町長	（26年度支給割合） 3.05　月分	（加算措置）　40%
	議長 副議長 議員	（26年度支給割合） 3.05　月分	（加算措置）　40%
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）　（支給時期）
	町長	820,000×在職月数×0.567	2,232万円　任期満了時
	副町長	620,000×在職月数×0.331	985万円　任期満了時
	備　考		

（注）1　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門＼区分			職員数 平成26年	職員数 平成27年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	22	22	0	
		税務	5	5	0	
		民生	5	5	0	
		衛生	5	5	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工	3	3	0	
		土木	7	7	0	
		計	55	55	0	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　93.79　人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　101.56　人）
	教育部門		11	10	△ 1	教育長対象外△1
	小　計		66	65	△ 1	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　110.85　人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　121.84　人）
公営企業等会計部門	水道		1	1	0	
	下水道		2	2	0	
	その他		7	6	△ 1	
	小　計		10	9	△ 1	介護保険事業△1
合　計			76 [114]	74 [114]	△ 2 [0]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　126.19　人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）

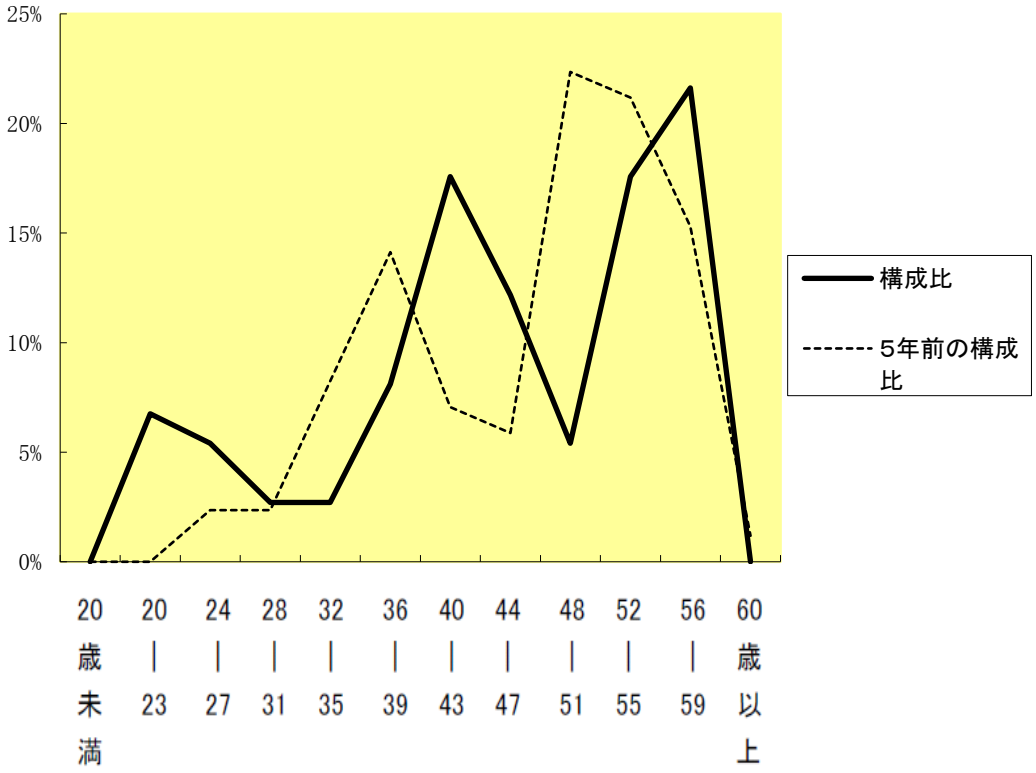

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 5	人 4	人 2	人 2	人 6	人 13	人 9	人 4	人 13	人 16	人 0	人 74

(3)職員数の推移　　（単位：人・%）

部門別＼年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	66	63	60	58	55	55	▲ 11 （ ▲ 16.7 %）
教育	10	10	10	10	11	10	0 （ 0.0 %）
普通会計計	76	73	70	68	66	65	▲ 11 （ ▲ 14.5 %）
公営企業等会計計	10	10	10	10	10	9	▲ 1 （ ▲ 10.0 %）
総合計	86	83	80	78	76	74	▲ 12 （ ▲ 14.0 %）

（注） 1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。